

令和4年度 甲種防火管理新規講習実施要領

1 講習の目的

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イの規定による甲種防火管理新規講習の資格を付与するもの。

2 講習の日時・場所

日 時：（第1回）令和4年10月24日（月）～25日（火）の2日間

（第2回）令和4年10月27日（木）～28日（金）の2日間

場 所：西条市周布1684番地 西条市西消防署 大会議室（2階）

3 講習科目及び時間

【第1日】

受	付	9:30 ～ 10:00	(30分)
防火管理の意義及び制度		10:00 ～ 12:00	(120分)
施設及び設備の維持管理		13:00 ～ 15:00	(120分)
防火管理に係る訓練及び教育		15:00 ～ 17:00	(120分)

【第2日】

受	付	9:30 ～ 10:00	(30分)
火 気 管 理		10:00 ～ 12:00	(120分)
防火管理に係る消防計画		13:00 ～ 15:00	(120分)
修了証交付式		15:00 ～	

4 受講申し込み

受講希望者は、ホームページでダウンロードまたは消防本部予防課（東消防署）および西消防署で配布している受講申込書に記入のうえ、西条市消防本部 予防課（2階）に提出し、受講票の交付を受けてください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、定員は30名とし、西条市に居住または勤務されている方に限らせていただきます。なお、定員になりましたら締め切ります。

5 受付期間：令和4年9月15日（木）から10月14日（金）まで

（土・日・祝日を除く 8時30分から17時15分の間）

6 修了証の交付

講習の全課程を修了した人に、修了証（甲種防火管理新規講習の資格を証明するもの）を交付します。

7 受講料等

受講料は無料ですが、テキスト代 3,800円が必要です。

※ 東京法令出版株式会社のテキストを使用します。受講日の第1日受付時に販売いたしますので、お釣りのいらぬようご用意ください。

8 受講上の注意事項

- (1) 原則、郵送での申し込みは認めません。ただし、特別な事由により郵送による申し込みを希望する方は、事前に消防本部予防課予防係（Tel0897-56-0251）に了解を得たうえで、必ず84円切手を貼った返信用封筒を同封し、次の宛先まで送付してください。

〒793-0028

愛媛県西条市新田183番地1

西条市消防本部予防課予防係

- (2) 受講当日は、受講票を持参し、9時30分から10時00分までに受付を済ませてください。
- (3) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (4) 受講当日は、受付時に（二日間とも）本人確認をいたしますので、次の「顔写真付き本人確認書類」のいずれかをご持参ください。
- 運転免許証 ○パスポート ○マイナンバーカード（通知カード不可）
 - 顔写真付き社員証、学生証、生徒手帳
 - その他顔写真、氏名、住所、生年月日等が確認できる公的証明書
- なお、顔写真付き本人確認書類が用意できない場合は、健康保険証と、キャッシュカード・クレジットカード・預金通帳等の氏名が確認できるものいずれか1点の併せて2点をご持参ください。
- (5) 講習科目を全て受講できない場合は、修了証の交付はできません。
（遅刻、早退等は認められません）
- (6) 受講態度の悪い方（居眠り、携帯電話スマートフォン等の電子機器の操作、私語、その他受講者の皆さんに迷惑になる行為を行った方）は、途中で退席していただくことがあります。この場合も、講習修了とは認められません。
- (7) 消火器等の操作実技科目があります。万一、汚れても差し支えない服装及び動きやすい靴で受講してください。
- (8) 受講申し込みについて、ご不明な点等がありましたら、西条市消防本部予防課予防係（Tel0897-56-0251）までお問い合わせください。
- (9) 新型コロナウイルス感染状況により、中止または延期する場合がありますので、ご了承ください。また、受講の際はマスクの着用をお願いいたします。